

中小企業組合等支援施策情報

■雇用維持に努力される事業主の皆様を支援します!

秋田県では、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の活用により、雇用の維持をお考えの事業主の皆様を支援します。

○支援内容

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(以下「助成金」)の活用により、雇用維持をお考えの事業主の皆様が、初回の助成金受給手続きを社会保険労務士へ代行依頼した際に要した経費の一部を「雇用維持奨励金」(以下「奨励金」)として支給します。

○奨励金支給額

・代行申請経費(書類作成経費+成功報酬経費)の1/2を奨励金として支給します。

※代行申請経費の上限額(奨励金算出のための上限額)

・書類作成経費：4万円・成功報酬経費：助成金支給金額の10%

○支援の内容・対象要件等、申請に関しては下記へお問い合わせ下さい。

産業労働部 雇用労働政策課 (☎018-860-2331 FAX 018-860-3833)

■中小企業アグリサポート資金をご活用下さい。

秋田県では、農林漁業を行う中小企業等の皆様の資金調達を支援しています。

○制度の特徴 ①中小企業などの皆様が、使い慣れた銀行などの窓口でお手続きが可能です。

②長期間(10年間)のご返済が可能です。

③保証人は、原則、法人が代表者、個人事業主の方は不要です。

④必要に応じて県の営農指導などが受けられます。

○対象者 県内において事業を営む中小企業者等※で、農林漁業を行っている者、もしくは、その計画を有する者

○融資限度額 2千5百万円以内

○資金使途 運転及び設備資金 ※農林漁業に係る経費に限ります。

※農地取得 資金・金融債務返済資金は対象になりません。

○貸付期間 10年以内(うち据置3年以内) ○金利 1.95% ○保証料 0.60%

○保証人 原則、法人は代表者、個人は不要

○お申し込み 県内の取扱金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)又は県信用保証協会へ

○対象者・資金使途等の制度の詳細については下記へお問い合わせ下さい。

秋田県産業労働部産業政策課 団体・金融班 (☎018-860-2215)

秋田県信用保証協会本所 (☎018-863-9011)

■秋田県からの計画停電情報

東北電力(株)は、これまでの節電の取り組みにより、今年の夏場は計画停電を実施することなく乗り切ることができる見通しとなり、計画停電は「不実施が原則」となった旨を7月21日に発表しました。

このため、これまで毎週木曜日にお知らせしていた「翌週の計画停電の実施の有無」については終了します。

引き続き、節電へのご理解とご協力をお願いします。

○本件のお問い合わせ先

秋田県生活環境部温暖化対策課調整・省エネルギー班 (☎018-860-1573)

■経済産業省平成23年度二次補正予算が成立しました。

7月25日(月)、平成23年度経済産業省二次補正予算(予算額合計1,611億円)が成立しましたので、主に中小企業関連について、その概要を紹介します。

1 風評被害対策(中小企業の海外展開支援の拡充) [20億円]

中小企業の海外展開を支援するため、海外バイヤーの招へいや、国内外展示会への出展支援等を拡充する。

2 二重ローン問題対策

(1)中小企業再生支援協議会の体制強化・機構設立支援 [31億円]

被災地域における中小企業再生支援協議会の専門家の増員等体制整備を図るとともに、債権買い取り等を行う機構の設立に係る事務経費の補助を行うことにより、中小企業の再生を支援する。

(2)再生企業に対する利子補給 [184億円]

再生支援協議会による支援措置を受け再生計画を策定した被災中小企業者等に対して、当該事業者の金融機関からの借入に係る利子補給を行う。

(3)再チャレンジ向けの日本政策金融公庫融資 [10億円]

震災等の被害を受け、一旦廃業した中小企業者等であって、新たに事業を開始する者に対して、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用する。

(4)中小企業基盤整備機構による仮設工場・仮設店舗整備事業 [215億円]

一次補正予算において実施した仮設工場・仮設店舗等の整備事業について、被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する。

(5)地域の中核的な中小企業等のグループの施設復旧・整備への支援[100億円]

一次補正予算において実施した中小企業等のグループの施設復旧・整備事業について、被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する。

○詳細につきましては、下記をご覧ください。

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/index.html>

.....

組合相談コーナー

監事の職務・義務について

7月号に引き続き、役員の職務について説明します。役員の職務は、中小企業等協同組合法(以下、中協法)第36条の3(役員の職務及び権限等)に定められています。

今回は、監事の職務及び義務について紹介します。

中協法第36条の3第2項

監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

平成19年度の中協法改正により、組合の監査制度が強化され、会計監査に限定されていた監事の権限に、業務監査権限が追加されました。ただし、組合員数が1,000人を超えない組合は、定款において監事の監査権限を今までどおり会計監査に限定することができ、県内の組合は、会計監査に限定されていることが多いので、その職務・義務について記載します。

①監査報告書の作成

組合(理事)から提出された財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(又は損失処理案)を監査し、監査報告書を作成します。

②監査の方法

会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査します。

③組合員による理事会開催請求

理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはする恐れがあると認められるときには組合員による理事会の開催請求ができ、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し意見を述べることができます。